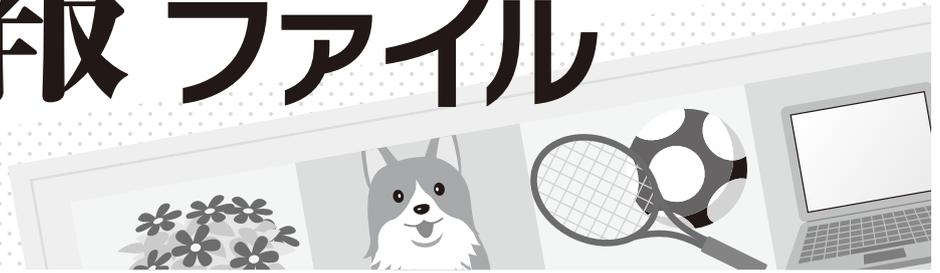


情報ファイル

information file



税

市税の減免をご存じですか

市税には減免制度がありません。

減免対象は次のとおりです。詳しくは、税務グループへお問い合わせください。

なお、市税の減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必要です。

◆市民税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方

②前年の所得が50万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が50万円以下の方

④障がい者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の所得が125万円以下の方

⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が50万円以下であり、

その世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く）の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

⑥災害による被害を受けられた場合で一定の要件にあてはまる方

◆固定資産税・都市計画税の減免

①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産

②賦課期日現在において、世帯全員が居住用（宅地面積が200平方メートル以下であつて、かつ、住宅延床面積が200平方メートル以下のものをいう）

以外の固定資産を所有せず、国または地方公共団体が給付する手当を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯もしくは民法第87条に規定する扶養義務に基づく扶養などを受ける世帯で当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合で当該世帯員が所有する固定資産

③公的な扶助を受けている障がい者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の同居者の半額以下で賃貸されている家屋（賃貸している家屋の部分に限る）

④耐震改修費補助金の交付を受けた方

⑤災害により被害を受けられた固定資産で一定の要件にあてはまる場合

⑥軽自動車の減免

①身体に障がいがある方で、障がいの種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合

②身体に重度の障がいがある方、または精神に障がいがある方が所有し、その方と生計を一にする方がもつぱらその方のために運転する場合

③身体に重度の障がいがある方（年齢18歳未満の方）、または精神に障がいがある方で、その方と生計を一にする方が所有し、もつぱらその方のために運転する場合

④単身で身体に障がいのある方、もしくは単身で精神に障がいのある方を常時介護するために運転する場合

⑤その構造がもつぱら身体障がい者などの利用のための軽自動車

問合せ先

税務グループ

☎5211111（内線244）

問合せ先

回収納グループ

☎5211111（内線242・243・259）

市税などがコンビニで納められます

市税などが専用のバーコード入りの納付書で、コンビニエンスストアで納められます。

対象となる方には、年度当初の納税通知書などに案内を同封しますのでご利用ください。

ただし、納期限が過ぎた納付書は、バーコードが入っていないコンビニエンスストアでは利用できません。従前どおりの窓口での取扱となりますので、ご注意ください。

また、汚損などでバーコードの読み取りができない場合も利用できません。

対象税目など 個人市県民税（普通徴収者）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、市営住宅・借上公共賃貸住宅家賃

対象 1回の納付額が30万円以下の口座振替未利用の方

取扱可能店 サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ココストア、デイリーヤマザキ、ローソンなど

問合せ先

回収納グループ

☎5211111（内線242・243・259）